



5. 賃金を受ける時は

賃金を受ける時は必ず、明細書をもらい、内容を確かめてから領収書にサインしましょう。

(1)賃金支払いの五原則

(労働基準法第24条)

- ①通貨払いの原則=支払いは現金で。
- ②直接払いの原則=働いた本人に直接支払う。しかし、遠方で働いた時など、やめる時にあらかじめ送金の約束をしておく場合もある。
- ③全額払いの原則=ただし、税金や保険料は差し引くことができる。
- ④毎月1回以上支払いの原則
- ⑤一定期日払いの原則=たとえば月給の場合に「月の末日」、週給の場合に「土曜日」など、特定された日に支払う。



(2)こんな時どうする？

【非常時払い】

病気になったり労災にあったりして急にお金がいる場合⇒事業主に話をし、支払い日前であっても、今まで働いた賃金を精算できます。

(労働基準法第25条)



【休業手当】

事業主の責任で仕事が途中でできなくなった場合⇒平均賃金の6割以上の補償を請求できます。(労働基準法第26条)

※平均賃金については、15ページをみてください。